

# 北九州市公報

発 行 所  
北九州市小倉北区内 1 番 1 号  
北 九 州 市 役 所

## 目 次

### ◇ 告 示

ページ

- 放置自転車の移動及び保管【建設局総務部管理課】 6 7 9

### ◇ 公 告

- 特定非営利活動法人設立の認証申請【市民文化スポーツ局市民部市民活動推進課】 6 8 4
- 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請（2 件）【市民文化スポーツ局市民部市民活動推進課】 6 8 5

北九州市告示第98号

北九州市自転車の放置の防止に関する条例（平成元年北九州市条例第8号）第10条第2項及び第11条第2項の規定により放置自転車を移動し、保管したので、同条例第13条第1項の規定により次のとおり告示する。

平成26年3月24日

北九州市長 北橋 健治

- 1 移動し、保管した自転車が放置されていた場所、移動し、保管した自転車の台数、移動し、保管した年月日並びに保管及び返還を行う場所  
別表のとおり
- 2 返還事務を行う時間  
月曜日から金曜日まで 午後3時から午後7時まで  
土曜日 午後1時から午後5時まで  
ただし、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日は、返還事務を行わない。
- 3 問合せ先  
北九州市小倉北区城内1番1号  
北九州市建設局総務部管理課（電話582-2271）
- 4 返還を受けるために必要な事項  
自転車の返還を受けようとする者は、自己の住所及び氏名並びに当該自転車の利用者等であることを証明するものを提示しなければならない。
- 5 その他  
この告示に係る自転車について、この告示の日から起算して6月を経過しても利用者等が当該自転車を引き取らない場合は、北九州市において処分する。

別表

| 移動し、保管した自転車が放置されていた場所 | 移動し、保管した自転車の台数 | 移動し、保管した年月日 | 保管及び返還を行う場所                  |
|-----------------------|----------------|-------------|------------------------------|
| J R 門司駅周辺地区自転車放置禁止区域  | 6台             | 平成26年2月21日  | 北九州市門司区西海岸一丁目3番<br>西海岸自転車保管所 |
| J R 門司港駅周辺地区          | 2台             | 平成26年       |                              |

|                     |     |                |                               |
|---------------------|-----|----------------|-------------------------------|
| 自転車放置禁止区域           |     | 2月21日          |                               |
| 上記以外の門司区自転車放置禁止区域外  | 1台  | 平成26年<br>2月1日  |                               |
|                     | 1台  | 平成26年<br>2月19日 |                               |
|                     | 1台  | 平成26年<br>2月20日 |                               |
| JR小倉駅周辺地区自転車放置禁止区域  | 27台 | 平成26年<br>2月13日 | 北九州市小倉北区青葉二丁目1番<br>青葉自転車保管所   |
|                     | 58台 | 平成26年<br>2月25日 |                               |
| JR西小倉駅周辺地区自転車放置禁止区域 | 13台 | 平成26年<br>2月17日 |                               |
| JR南小倉駅周辺地区自転車放置禁止区域 | 6台  | 平成26年<br>2月5日  | 北九州市小倉南区下城野一丁目1番<br>下城野自転車保管所 |
| 上記以外の小倉北区自転車放置禁止区域外 | 3台  | 平成26年<br>2月3日  |                               |
|                     | 19台 | 平成26年<br>2月7日  |                               |
|                     | 1台  | 平成26年<br>2月12日 |                               |
|                     | 20台 | 平成26年<br>2月14日 |                               |

|                                    |     |                |                                   |
|------------------------------------|-----|----------------|-----------------------------------|
|                                    | 3台  | 平成26年<br>2月17日 |                                   |
|                                    | 5台  | 平成26年<br>2月21日 |                                   |
|                                    | 3台  | 平成26年<br>2月25日 |                                   |
| J R 下曾根駅周辺地区<br>自転車放置禁止区域          | 16台 | 平成26年<br>2月26日 | 北九州市小倉南区八重洲1<br>6番<br>八重洲自転車保管所   |
| モノレール徳力嵐山口<br>停留場周辺地区自転車<br>放置禁止区域 | 4台  | 平成26年<br>2月20日 |                                   |
| 上記以外の小倉南区自<br>転車放置禁止区域外            | 1台  | 平成26年<br>2月3日  | 北九州市小倉南区下城野一<br>丁目1番<br>下城野自転車保管所 |
|                                    | 2台  | 平成26年<br>2月5日  |                                   |
|                                    | 2台  | 平成26年<br>2月10日 |                                   |
|                                    | 2台  | 平成26年<br>2月12日 |                                   |
|                                    | 1台  | 平成26年<br>2月17日 |                                   |
|                                    | 40台 | 平成26年<br>2月20日 |                                   |
| J R 若松駅周辺地区自                       | 3台  | 平成26年          | 北九州市若松区響南町8番                      |

|                      |     |                |                            |
|----------------------|-----|----------------|----------------------------|
| 転車放置禁止区域             |     | 2月7日           | 小石自転車保管所                   |
| 上記以外の若松区放置禁止区域外      | 2台  | 平成26年<br>2月4日  |                            |
|                      | 1台  | 平成26年<br>2月12日 |                            |
|                      | 1台  | 平成26年<br>2月21日 |                            |
|                      | 3台  | 平成26年<br>2月27日 |                            |
| J R 八幡駅周辺地区自転車放置禁止区域 | 8台  | 平成26年<br>2月12日 | 北九州市八幡西区築地町10番<br>築地自転車保管所 |
| 上記以外の八幡東区自転車放置禁止区域外  | 21台 | 平成26年<br>2月18日 |                            |
|                      | 2台  | 平成26年<br>2月28日 |                            |
| J R 黒崎駅周辺地区自転車放置禁止区域 | 5台  | 平成26年<br>2月14日 |                            |
| J R 折尾駅周辺地区自転車放置禁止区域 | 23台 | 平成26年<br>2月24日 | 北九州市八幡西区長崎町2番<br>長崎町自転車保管所 |
| J R 陣原駅周辺地区自転車放置禁止区域 | 5台  | 平成26年<br>2月19日 |                            |
| 上記以外の八幡西区自転車放置禁止区域外  | 20台 | 平成26年<br>2月13日 | 北九州市八幡西区築地町10番<br>築地自転車保管所 |

|                                 |       |                       |                                 |
|---------------------------------|-------|-----------------------|---------------------------------|
| J R 九州工大前駅周辺<br>地区自転車放置禁止区<br>域 | 6 台   | 平成 2 6 年<br>2 月 6 日   | 北九州市戸畑区三六町 1 3<br>番<br>三六自転車保管所 |
| J R 戸畑駅周辺地区自<br>転車放置禁止区域        | 1 4 台 | 平成 2 6 年<br>2 月 1 8 日 |                                 |
| 上記以外の戸畑区自転<br>車放置禁止区域外          | 1 台   | 平成 2 6 年<br>2 月 1 8 日 |                                 |

北九州市公告第204号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により、次のとおり公告する。

平成26年3月24日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 申請のあった年月日  
平成26年3月4日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

NPO法人光楽園

(2) 代表者の氏名

尾籠和代

(3) 主たる事務所の所在地

北九州市小倉南区大字志井1111番地1

(4) 定款に記載された目的

この法人は、北九州市内において、暖かく家庭的な雰囲気のもと、自然や人とのふれ合いを大切にした保育園の運営等を行い、地域における子育て環境の醸成に寄与するとともに、次代を担う子どもたちの健全育成を図ることを目的とする。

北九州市公告第205号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により、次のとおり公告する。

平成26年3月24日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 申請のあった年月日  
平成26年3月4日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人あじさい

(2) 代表者の氏名

内山絃介

(3) 主たる事務所の所在地

北九州市若松区東畑町1番6号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、地域で生活する介護・援助が必要な障害者やその家族、その他援助を必要とする人々に対して、障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス事業などの地域生活に根ざしたサービス提供に関する事業を行い、地域社会における障害者福祉の向上に寄与することを目的とする。



北九州市公告第206号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により、次のとおり公告する。

平成26年3月24日

北九州市長 北 橋 健 治

1 申請のあった年月日

平成26年3月7日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

NPO法人あこーど

(2) 代表者の氏名

金子めぐみ

(3) 主たる事務所の所在地

北九州市小倉南区徳力三丁目14番6号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、社会に対して、障害者の福祉向上のための事業を行い、障害者を含め全ての住民が安心して暮らせるまちづくりの推進に寄与することを目的とする。